

秋田八幡平クマ牧場について

生活衛生課

1 秋田八幡平クマ牧場の経営等の状況

秋田八幡平クマ牧場は昭和62年7月に開設され、平成9年10月から平成19年5月までは「秋田県動物の愛護及び管理に関する条例」、平成19年6月以降は「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき許可を取得している。

立入調査の回数、飼養頭数等については次のとおりである。

事業期間	経営者	許可等	年度	立入調査 (回/年)	飼養頭数 (頭)	内 訳			入場者数 (※)(人)
						ヒグマ	コディアック	ツキノワグマ	
S62.7.16～	畠山 英晴	なし	S62	-	-	-	-	-	-
			S63	-	-	-	-	-	25,686
			H1	-	-	-	-	-	27,676
			H2	-	-	-	-	-	29,424
			H3	-	-	-	-	-	24,273
			H4	-	-	-	-	-	23,628
			H5	-	-	-	-	-	24,716
			H6	-	-	-	-	-	20,261
			H7	-	-	-	-	-	13,765
H8	-	-	-	-	-	16,080			
H9.10.3～ H12.5.14	三栄化学工業(株) 代表取締役 源新 勝明	条例 許可	H9	1	101	87	11	3	12,105
			H10	1	101	87	11	3	9,730
			H11	1	101	87	11	3	10,175
H12.5.15～ H13.3.15	三栄ボイラ工業(株) 代表取締役 源新 勝明		H12	2	87	75	8	4	8,948
			H13.3.16～ H16.12.20	(有)八幡平熊牧場 代表取締役 本多 貴美子	H13	1	75	67	6
H14	1				61	53	6	2	17,026
H15	1				57	49	5	3	18,113
H16.12.21 ～ H19.5.31	山口 幸四郎		H16	2	54	46	5	3	15,718
			H17	1	52	40	5	7	13,367
H18	2	52	40	5	7	12,283			
H19.6.1～ H20.5.14	山口 幸四郎	法 許可	H19	1	53	42	6	5	8,320
			H20.5.15～ H20.12.8	山口 尚幸	H20	3	53	42	6
H20.12.9～	長崎 貞之進				H21	2	48	37	6
			H22	2	47	34	6	7	6,784
			H23	5	38	26	6	6	5,981

(※) 入場者数：秋田県観光統計(暦年)(H23は鹿角市資料) 入場料金：大人 500円、子供 200円

2 動物愛護管理担当職員の配置及び立入調査の状況等

(1) 動物愛護管理担当職員の配置状況

特定動物飼養施設に立入調査できる職員は獣医師等となっており、その配置状況は次のとおりである。

年度	動物管理センター	生活衛生課	計	年度	動物管理センター	生活衛生課	計
H 9	5	5	10	H 17	5	5	10
H 10	5	5	10	H 18	8	5	13
H 11	5	5	10	H 19	7	5	12
H 12	5	5	10	H 20	6	5	11
H 13	5	5	10	H 21	6	4	10
H 14	5	5	10	H 22	7	2	9
H 15	5	5	10	H 23	6	2	8
H 16	5	5	10	H 24	6	2	8

(2) 立入調査の状況

秋田八幡平クマ牧場に対する立入調査は、平成9年度から延べ26回、全て動物管理センター職員が実施している。詳細については別添の「特定動物飼養施設履歴簿」、「復命書」のとおりである。

立入調査年月日	指 導 の 内 容 等
H 9.10. 3	・三栄化学工業（株）許可申請に基づく調査。
H10. 6. 4	・改善事項の確認。
H11.11. 1	・2カ所の許可施設での収容頭数（過密）について、また衛生管理、クマの健康管理等において不備点を確認。
H12. 5.15	・三栄ボイラ工業（株）許可申請に基づく調査。
H13. 3.27	・（有）八幡平熊牧場許可申請に基づく調査。
H13. 6.29	・H13.6.13 改善報告のあった変更事項の確認、繁殖制限及び鉄格子腐食箇所等の修繕について口頭指導。
H14. 5.15	・飼養頭数変更等の確認、施設の改善、繁殖制限を口頭指導。
H15. 5. 7	・飼養頭数変更及びH14.5.15 指導内容の修繕完了の確認、施設の改善、繁殖制限を口頭指導。
H16. 5.25	・飼養者変更に伴う立入調査、施設改修計画について確認、繁殖制限を口頭指導。
〃 12.16	・山口幸四郎許可申請に基づく調査。
H17. 5.25	・飼養頭数変更等の確認、飼養状況、施設の改善、繁殖制限を口頭指導。
H18. 5.	・飼養頭数変更等の確認、飼養状況、施設の改善、繁殖制限を口頭指導。
〃 9.12	・動物取扱業登録調査。
H20. 3.30	・山口尚幸への飼養者変更に伴う調査、飼養頭数の確認、飼育状況及び施設状況の確認、繁殖制限を口頭指導。

H20. 5. 14	・飼育状況及び施設状況の確認、繁殖制限を口頭指導。
〃 9. 3	・飼育状況及び施設状況の確認、繁殖制限を口頭指導。
〃 11. 28	・長崎貞之進許可申請に伴う調査。
H21. 5. 11	・飼養頭数及び管理状況確認。
〃 10. 7	・飼養頭数及び管理状況確認。
H22. 5. 26	・管理台帳の作成、頭数報告、安易な野生熊の受け入れをしないよう（導入はマイクロチップ装着個体のみ限定）口頭指導。
〃 10. 29	・10月28日に愛知県豊田市から受け入れた有害駆除捕獲熊3頭（母1、子2：性別不明）の保管状況を確認。 ・頭数適正化、かかりつけ獣医師確保、個体識別、檻鉄格子腐食の改善、個体管理報告等を口頭指導。
H23. 5. 9	・檻2カ所の障壁（人の侵入防止柵）の改善設置について指導。 《10月7日確認済み》
〃 6. 7	・飼養管理台帳の作成について指導。
〃 10. 7	・野生ツキノワグマの侵入情報に基づく調査を実施。 《6箇所の各飼養施設確認》
〃 11. 24	・動物愛護団体から、他県のクマを受け入れたことなどの指摘事項について確認。《野生個体を安易に導入しないよう指導》 ・許可更新時期をめぐり、檻などの大規模修繕等についての検討を指導。
H24. 3. 22	・飼養管理台帳の作成について再度指導。《平成24年4月6日指示書を手交》
H24. 4. 6	・クマ牧場で面会する予定だったが、事業者の都合により大館市「道の駅比内」で面会し指示書を手交。

3 特定動物の飼養又は保管の許可基準

特定動物の飼養又は保管の許可基準は、動物の愛護及び管理に関する法律のほか同法施行令、施行規則、細目（環境省告示3種類）に規定されており、法律及び規則の関係部分は次のとおりである。

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）

（許可の基準）

第27条 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その申請に係る前条第2項第5号（特定飼養施設の構造及び規模）及び第6号（特定動物の飼養又は保管の方法）に掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ロ 第29条第1項の規定により許可を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

ハ 法人であって、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前条第1項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年1月20日環境省令第1号）

（許可の基準）

第17条 法第27条第1項第1号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 特定飼養施設の構造及び規模が次のとおりであること。
 - イ 特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。
 - ロ 申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあつてはこの限りでない。
 - ハ イ及びロに定めるもののほか、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目を満たしていること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあつてはこの限りでない。
- 二 特定動物の飼養又は保管の方法が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不相当と認められないこと。

4 事件前の市民、愛護団体などからの意見等について

事件前に申し立てられた意見等については、次のとおり3件となっている。

(1) NPO法人地球生物会議（アライブ）からの公開質問状

平成23年11月15日、アライブから県に対する質問事項及び回答の概要については次のとおりである。

質問事項	回答（平成23年12月1日）
① クマの給餌について	・1頭あたりについて、病院給食の残食10kg及びりんご2kgを1日おきに給餌している。
② クマの飼養環境について	・開場期間は毎日高圧水洗、冬期間は1日おきに洗浄している。（消毒は月1回）
③ クマの繁殖について	・繁殖制限による適正飼養を指導してきた結果、平成23年5月の調査では40頭であった。
④ 他自治体から導入されたツキノワグマについて	・平成22年10月に愛知県豊田市から3頭のツキノワグマ（母グマ1頭、子グマ2頭）を経営者が受け入れたが、12月に母グマが死亡した。
⑤ 冬季閉園中のクマの飼養状況について	・冬季閉園中も冬眠させずに、開園時と同様の飼養管理を実施している。
⑥ クマの個体識別の実施について	・マイクロチップを装着できる獣医師が見つからないため、写真による識別を行っている。
⑦ 特定動物飼養施設の立入調査の実施について	・平成13年度から23年度までに行った調査回数や指導内容について回答している。
⑧ 行政の指導について	・繁殖制限による飼養頭数の削減と野生保護個体を安易に受け取らないよう指導している。 ・許可の更新時に合わせ、大規模修繕等について検討するよう指示している。

(2) 知事への手紙

平成24年2月16日、神奈川県在住の女性からの「知事への手紙」の質問事項及び回答の概要は次のとおりである。

質問事項	回答（平成24年3月6日）
① カビの生えたパンをクマ用の餌として販売していることについて	・6月7日の立入調査時に適正管理の指導を行い、改善が図られている。
② 県の監視指導について	・毎年1～2回立入調査を実施し、飼養管理状況を確認している。
③ 冬期間の給餌について	・冬期間も1日おきに1頭あたり残食10kg、りんご又は野菜2kgを給餌していることを確認している。

(3) 動物管理センターで受理した苦情

平成24年3月21日に、死亡したクマの肉の販売しているのではないかと、匿名の苦情電話があった。

5 特定動物飼養許可施設の緊急立入調査結果

飼養許可施設（八幡平クマ牧場を除く9施設）に対し、平成24年4月21日から4月25日までに緊急立入調査を実施した結果は次のとおりであり、飼養動物がいない1施設を除いた8施設の飼養状況については、特に問題が認められなかった。

調査月日	施設名	飼養動物 (頭数)	逸走等の恐れがある箇所の有無	備考
4月21日	北秋田市阿仁熊牧場 (北秋田市)	クマ (84)	なし	事務所に掲示している緊急時の連絡網に一部不備があり口頭で指示。 H24.4.27に連絡網の整備を確認した際、ヒグマ ・ 舎コンクリート壁のクラックについて文書で指示。
4月21日	個人(秋田市)	ワニガメ (1)	なし	
4月22日	(株)男鹿水族館 (男鹿市)	ホッキョクグマ (2)	なし	
4月22日	秋田市大森山動物園 (秋田市)	ライオン他 (107)	なし	・ 動物12種、許可件数17(施設毎に許可が必要)
4月22日	個人(秋田市)	ワニガメ (1)	なし	
4月23日	個人(鹿角市)	ヒクイドリ (2)	なし	
4月23日	個人(大館市)	ニホンザル (1)	なし	・ 二重扉内側の溶接部の補強を指導。
4月23日	個人(北秋田市)	ワニガメ (1)	なし	
4月25日	個人(秋田市)	マムシ (0)	なし	・ H23.4にマムシが死亡したため、廃止届提出を指示、受理。

6 今後の対応等

(1) 4月24日、経営者とクマの給餌のことに限定して鹿角警察署で面談した結果は、次のとおりである。

- ① 4月23日、アライブに対しクマの給餌等への協力を要請している。
 - アライブでは5月1日から4日まで調査員2名、ボランティア1名を派遣する。
 - 県では、この間、アライブと今後の対応について協議を行うこととしている。

- ② 県に対してクマの飼養等への協力を要請する。
 - アライブと協議を行うとともに、顧問弁護士に今後の取扱い等について相談している。
 - クマの餌等の支援が寄せられていることから、動物管理センターで長期保存できる餌（ベア、ドッグフード等）に限定して、受付を行うこととしている。

- ③ 「3月22日に雪の運動場にクマを出さないように指導した」との県の見解について、撤回を求める。

(2) 現在、警察において捜査中であることから、今後、県として、事故原因等を確認した上で、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、経営者に対し厳正に対処することとしている。